

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5 月14日
【会社名】	東京電力株式会社
【英訳名】	The Tokyo Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	取締役社長 西澤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
【電話番号】	03 (6373) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部課長 小幡 正人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
【電話番号】	03 (6373) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部課長 小幡 正人
【縦覧に供する場所】	東京電力株式会社 神奈川支店 (横浜市中区弁天通 1 丁目 1 番地) 東京電力株式会社 埼玉支店 (さいたま市浦和区北浦和 5 丁目14番 2 号) 東京電力株式会社 千葉支店 (千葉市中央区富士見 2 丁目 9 番 5 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄 3 丁目 8 番20号)

1【提出理由】

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被害を受けたため、平成23年5月20日に臨時報告書を提出し、平成23年11月8日に臨時報告書の訂正報告書を提出した。その後、平成24年3月期通期の損益及び連結損益に与える影響額等が確定したため、金融商品取引法第24条の5第5項により準用される同法第7条の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出する。

2【訂正内容】

訂正箇所は下線を付して示している。

(4) 当該重要な災害による被害が当社の事業に及ぼす影響

(訂正前)

(前略)

また、福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされており、その賠償額は原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という）が定める指針に基づいて算定されるなど、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、前連結会計年度においては計上していない。

その後、審査会は、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）を決定した。また、当社は、迅速かつ適切な賠償を行う観点から、中間指針で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、平成24年3月期第2四半期連結累計期間において原子力損害賠償引当金（原子力損害賠償費）に計上している。

一方で、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、機構法に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）が、当社に対し必要な資金の援助を行うこととされており、当該資金援助を原子力損害賠償支援の受入に伴う利益（原子力損害賠償支援機構資金交付金）として計上する。

(訂正後)

(前略)

また、福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされており、その賠償額は原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という）が定める指針に基づいて算定されるなど、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、前連結会計年度においては計上していない。

その後、当社は、迅速かつ適切な賠償を行う観点から、審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、平成24年3月期通期において原子力損害賠償引当金（原子力損害賠償費）に計上している。

一方で、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号、以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）が、当社に対し必要な資金の援助を行うこととされており、当該資金援助を原子力損害賠償支援の受入に伴う利益（原子力損害賠償支援機構資金交付金）として計上する。

(5) 当該重要な災害による被害が損益及び連結損益に与える影響額

(訂正前)

(前略)

前述のとおり、当社は平成24年3月期第2四半期連結累計期間において、原子力損害賠償費8,909億円を計上している。

一方で、当社は平成23年9月30日に機構に対して、機構法第41条第1項第1号の規定に基づく同日時点での要賠償額の見通し額6,636億円の資金援助（以下「資金交付」という）について要請し、平成24年3月期第2四半期連結累計期間において、同額から原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）第7条第1項に規定する賠償措置額（以下「賠償措置額」という）として原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入見込額1,200億円を控除した5,436億円を原子力損害賠償支援機構資金交付金（特別利益）に計上している。

その後、当社は見積りの期間や範囲を見直し、同年10月28日に機構に対して要賠償額の見通し額1兆109億円から賠償措置額を控除した金額の資金交付の申請を行い、同年11月4日、賠償措置額として補償金の受入見込額を控除した額の資金交付の決定を受けた。したがって、原子力損害賠償支援機構資金交付金は、当連結会計年度において3,472億円増加し、8,909億円となる見込みである。

このように、原子力損害賠償に関わる損益は、両建てで同額を計上する予定であるため、平成24年3月期通期の損益及び連結損益に与える影響はない。

なお、原子力発電所の停止による燃料費の増加（ ）、被災設備に係る復旧費用の増加等により、平成24年3月期通期の損益及び連結損益に与える影響額については、7,700億円程度となる見込みである。

(訂正後)

(前略)

前述のとおり、当社は平成24年3月期通期の損益及び連結損益において、原子力損害賠償費2兆5,249億円（特別損失）を計上している。

一方で、当社は平成24年3月29日に機構に対して、機構法第43条第1項の規定に基づき、同日時点での要賠償額の見通し額2兆5,462億円への資金援助の額の変更を申請し、同額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額1,200億円を控除した2兆4,262億円を原子力損害賠償支援機構資金交付金（特別利益）に計上している。

なお、原子力発電所の停止による燃料費の増加（ ）、被災設備に係る復旧費用の増加等により、平成24年3月期通期の損益に与える影響額は8,974億円、連結損益に与える影響額は8,978億円となった。

() 福島第一・第二原子力発電所の停止をすべて火力発電で賄うものと仮定した場合の試算に基づく。